

担い手との意見交換状況とその対応

平成 28 年 1 月

農地中間管理機構 公益社団法人 静岡県農業振興公社

機構では、さまざまな農業者の方々や関係機関等のご意見やご要望を聞きながら農地中間管理事業を推進しておりますが、特に農地の受け手である担い手の方々の期待に応える事業の展開が重要と考えております。このため、担い手となる方々と意見交換を積極的に行い、事業の推進方法の改善を図っております。

このような担い手の方々からのご意見等は貴重で有意義な内容が多いことから、担い手の方々はもとより農地の出し手の方々や関係機関と情報共有し、今後いっそう事業が活用されるよう意見交換の概要を公表します。

年 月	場所等	意見交換した担い手等	主な意見内容	対 応 等
平成 27 年 7 月	菊川市	茶業経営体 (農業生産法人、茶農協等の役員) 約 20 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ J G A P に取組み、圃場の把握ができる。人・農地プランは工場単位で、中間管理事業は手段でその前に法人化する必要がある。 ・ 共同摘採をしているが、入り作圃場があるので防除の規制など栽培管理に支障がでている。集積により入り作部分を纏めて切り離すことを考えている。 ・ 8 戸 1 5 名が組合員であり、平均年齢も 7 2 歳である。法人化に向けて取り組むので、市・農業委員会等の支援を期待している。 ・ 茶は永年作物であり品種もさまざまであるが、集積の考え方も茶農協だけでなく広範囲で進めていければ工場稼働率も上がり経営にメリットとなるではないかと思う。 ・ 20 代の就農者がいるが、育成する場所がない。 ・ 防霜ファン利用組合があり、36 台の更新を農地耕作改善事業で進めたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人化したのち、その法人に利用権設定することが効果的、法人化も関係機関と連携支援する。 ・ 高齢化への対応や生産効率の向上等のために、茶工場単位の集約が重要であり、県とともに国に茶業への支援を要請している。 ・ 新規就農や参入も対応するので、地域で取り組まれたい。 ・ 農地耕作条件改善事業は、機構も積極的に取り組む。
平成 27 年 7 月	袋井市	水田を主とした農業生産法人 1 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械作業の効率化などのために、冬場に区画の拡大を行ってきている。今後も進めるが、補助があれば活用したい。 ・ トラクター等で、自力施工で実施してきた。今後も所有の機械で、できる範囲で区画の拡大と均平を行っている。 ・ 境界は、杭を残しているが、逸失する場合もある。 ・ 既存制度で借りている農地にも多く、地主に農地中間管理事業への切替えを説明して了承を得なければならないが容易ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地耕作条件改善事業の採択下限の 200 万円に達しないようであるので、周辺の同様の耕作条件改善を希望する農業者を含めて採択されるようまとめる。 ・ 一層の集約のためには、切替も必要であり、法人にとって賃料支払の一本化など事業効果

				も大きいので、引き続き事業活用を勧めることとする。
平成 27 年 8 月	浜松市浜北区	水田を主とした経営体 (水田利用調整協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年間の貸付期間であるが途中で止めることはできるか？ ・ 中間管理事業に切り替えることで貸しはがしはないか？ ・ 国は農地の状況を把握してどうしたいのか分からない？ 中間管理事業が予算配分にも影響するようだが、機構として農業者・農業を守ることを打ち出してほしい。先がみえず、不安である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地権者の都合で止めることは協力金の返金となる。受け手の変更は可能で、機構が探す。 ・ 貸しはがしにならないようにし、受け手は地域の話し合いの中で決定される。 ・ 米価が低迷する中、農家は将来が見えにくく不安であるが、機構としては現状の政策のなかで最大限できることをしていきたいと考える。また、農地台帳が整備され農地ナビで公開されているが、これから農地台帳が補助金申請等の元となる見込みである。
平成 27 年 8 月	磐田市	水田を主とした経営体 (水田利用調整協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協力が減額されるのはなぜか？ ・ 中間管理事業に移行するメリットは？ ・ いままで J A が努力して事務（精算）など行ってきたが、今後はどうなるのか？ また、手数料はどうか？ ・ 中間管理事業の周知はどうか？（地権者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年が基準で、それ以前の分は上乘せとなっている。 ・ 国では中間管理事業の実績により事業の予算配分する方向ですので、将来に係る基盤整備などの事業に影響がでる懸念がある。また、相続や境界の問題等も、機構が対応する。 ・ 事務は公社が行うが、業務委託により J A にも協力をお願いする。手数料は、1%で円滑化と同じ。 ・ 周知は十分でないが、今後、総会で移行が承認されれば、地権者への説明会などを開催していく。

			<ul style="list-style-type: none"> ・賃料精算がJAから機構になるが、機構で対応できるのか？ ・新規参入への安定的な経営支援は、どこまで対応するのか？ ・JAから機構に移行するわけだが、安心感（顔が見えない）がまだない。 ・貸地は他市町にもあるが、中間管理に乗せることはできるか？ ・市の公募を7地区に分ける必要があるのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構で責任を持つが、JAにも協力をお願いしたい。 ・地域に担い手があり人・農地プランに位置づけがないと新規参入は難しいので、公募前に新規参入を含めた人・農地プランの作成など地域の話合いが重要となる。なお、公募には必ず応募されたい。 ・貸借の実績はないが、新しい法制度の下で、確実に事業を推進する。事業周知や手続きの支援など、引き続きJAとの一体的推進を図る。 ・農地のある市町で申請することになるが、公募への応募が必要である。 ・地域により品目などいろいろなので7地区に分けて人・農地プランを作成しているためである。
平成 27 年 8 月	掛川市	農業生産法人 1 社	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の水田約 100ha を将来に渡って守るためには若い人が就農し、食べていける農業にするしかないと考えた。そのため、規模拡大、基盤整備が必須であり、人・農地プランで中心的経営体 2 社とした。 ・活動のものは「農地・水」の活動での話合いから農地集積、基盤整備へと発展した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの法人への集約は、事業が理想とするところであり、優良事例として他地域に横展開する方針である。
平成 27 年 8 月	富士市	土地改良区内の担い手約 15 名	<ul style="list-style-type: none"> ・生産効率の向上、経営規模の拡大に水田の集積・集約は必要である ・借受予定の水田の中には、条件の悪い水田もありきめ細かな基盤整備が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ・国でも基盤整備と連携した集約を推進しており、当土地改良区が一体となって推進されたい。 ・農地耕作条件改善事業が新設されたので活用されたい。

平成 27 年 8 月	沼津市	水稻の担い手数名	<ul style="list-style-type: none"> 生産効率の向上、経営規模の拡大に水田の集積・集約は必要であり、平成 26 年度に農地中間管理事業により集積した区域に続いて、水田の集積・集約を進めたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 区画の拡大などの基盤整備を契機に、集積・集約を進めることが重要であり、地域集積協力金も活用されたい。
平成 27 年 9 月	南伊豆町	農業参入企業 1 社 (農業生産法人)	<ul style="list-style-type: none"> 生産効率の向上から農地の集積、集約は必要であり、中間管理事業を活用していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域の新しい中心的な担い手として、地域はもとより各方面から期待されており、機構も全面的に支援する。
27 年 10 月	牧之原市	茶専業の法人 2 社	<ul style="list-style-type: none"> 乗用型茶園管理機が効率よく利用できるよう基盤整備が必要であるが、自力で整備できないので補助金活用したい、 スピーディーにやりたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 農林事務所の技術指導員などと現地調査し、きめ細かな基盤整備が迅速にできるよう、補助事業の準備を開始した。 必要に応じて、機構自らが事業主体となるよう取組みを開始した。
平成 27 年 10 月	御殿場市	農地利用管理組合内の担い手数名	<ul style="list-style-type: none"> 生産効率の向上を図りながらブランド米を生産するためには、農地の集積、集約は必要であり、中間管理事業を活用していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 県営事業により基盤整備された農地をより活用して、一層のブランド強化を図るため、事業を活用されたい。
平成 27 年 10 月	静岡市 清水区	担い手約 100 人・社	<ul style="list-style-type: none"> 樹園地（柑橘類）の基盤整備を実施している土地改良区ごとに話し合いを行い、集積・集約を進めている。 権利設定期間が、樹園地の場合 10 年では、短い。 書類が多く、手続きに手間がかかりすぎる。 	<ul style="list-style-type: none"> 機構は、土地改良区の運営を支援している J A と業務委託契約を結び、迅速化と担い手の負担を軽減している。
平成 27 年 10 月	菊川市ほか	法人 5 社 個人 3 件	<ul style="list-style-type: none"> 飼料米などの面積が増え、収入が 12 月と年明け 1～2 月となり収入時期と決済時期が合わないため苦労する場面がある。 飼料米は収量もあり補助金も耕畜連携や連担加算などがあり総額 15 万円/10a ほどになる、今後も面積を増やしたいと思う。 現在、11 月～6 月出荷のレタスを 9ha ほど栽培している。夏時期はオクラ・なす・とうもろこしなどを栽培、5 年目となるが今後も面積を拡大していきたい。 みかんの改植は、成木（収量が安定）するまでに 8 年ほどかかり、経営への影響が少なくない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、機会あるごとに受け手となっている各農業者とのコミュニケーションを深め、事業利用者の意向を踏まえた事業推進を図る。

平成 27 年 11 月	掛川市	水田営農組織	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲団地（営農組織）は、11名の農家で委託農家より水田を借受け、42haを生産から販売まで一元経理を行っている。近年の社会情勢・政策の変化により法人化を検討している。この時期に中間管理事業を活用した集積とパイプラインの老朽化に伴う基盤整備に取り組んでいきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構では、農地中間管理事業の手續きだけでなく、農林事務所やJAと連携して法人化等の取組みも支援している。
平成 27 年 11 月	東伊豆町	農業参入法人 1 社	<ul style="list-style-type: none"> ・地区外から農業に参入する場合は、農地利用権設定による集積、集約が必要であり、中間管理事業を活用していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の担い手が少ない場合、地区外からの参入企業が期待される。中山間地域の農地の有効利用のため、機構も関係機関と連携して対応する。
平成 27 年 12 月	焼津市	農業関係コンサルタント 農業参入企業 1 社 (本社は県外)	<ul style="list-style-type: none"> ・畳表を作る人が少なく、畳表の国産化が期待される。 ・栽培歴（12月植え付け－7月刈取－泥染－選別－乾燥等） ・目処として10a当り畳表400枚、150ha分の需要はある。 ・他で試験栽培を始めたが、機械が沈み失敗した。 ・機械が入れることが必要。塩害による耕作放棄地も候補となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林事務所や市、市農業委員、JAと連携し候補地を設定し、情報提供する。 ・本事例を基に、農業委員会等と連携し、耕作放棄地や受け手のいない農地の事業化を本格化させている。
平成 27 年 12 月	菊川市	茶業経営体（農業生産法人、茶農協等）の役員	<ul style="list-style-type: none"> ・茶園1.8ha、地権者13～14名を「戦略畑地事業」工期平成29年度事業費3,000万円に取り組んでいる。現在80%の集積で地権者の理解を得ている。 ・集積率をアップするには？ ・農地中間管理事業の手續き期間は？ ・農地耕作条件改善事業の申請時期は？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構は、市町やJAと連携して集約を支援するので、実現に向けて、実績のある市に早急に相談をされたい。 ・茶園を茶工場に集積するときの集積率の確保は難しいが、エリアの取り方や複数の工場などの連携が重要となる。また、茶園集積の場合の特例措置を国に要望している。 ・少なくとも3～4ヶ月必要であるが、短縮するよう努めている。また空白期間がないよう手續することも可能である。 ・年数回は申請できる制度であるが、次回は28年4月以降となる。

			<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な整備なら200万円以下でも補助できないか？ ・乗用型茶園管理機が使えるようにするためには、10a当り20～50万掛かるが、200万円以下でも補助できないか？また、高齢でもあり多額の投資は困難である ・補助事業は、着手できるまでが苦勞する。茶園1カ所当たり1～2haに集積をしたいが、隣接する茶園の地権者や耕作者が解らない。また、投資しても将来に亘って経営を継続できるか解らない。 ・農地中間管理事業は10ha以上の要件があると聞いたが？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・少額補助となるので困難だが、周辺と一体化等を検討されたい。 ・反当り単価ではなく、人件費を含む全体事業費に下限がある。営農の継続が難しくなっても次の担い手に地域の茶園が活用されるよう、集積と基盤整備に取組まれたい。 ・農業委員に相談したり、「農地ナビ」を活用すれば、農地情報は把握できる。機構が市町やJAと連携して、集約を支援するので、まず市に相談されたい。 ・域集積協力金の交付要件は、話し合いの地域が概ね10ha以上とされている。集積そのものは、面積要件がないので、面積が少なくても取組まれたい。
平成27年12月	富士市	茶生産法人1社	<ul style="list-style-type: none"> ・生産効率を向上させる観点から茶園の集積、集約は必要であり、中間管理事業を活用していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・富士市ほかで、受け手のいない茶園が増加しており、機構は農林事務所、市町やJA等と連携して、地区内地区外を問わず、受け手探しを勧める。